

運営規程	名称 茂呂デイサービスセンター 指定第1号通所事業 運営規程	分類番号 S-5002(18)
沿革 平成18年4月1日 初版発行 令和6年4月1日 介護報酬改定に伴う追加等 令和8年6月1日 介護報酬改定に伴う加算の変更 令和8年8月1日 介護報酬改定に伴う変更(食費)		承認機関 理事会
		配布先 理事 監事

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人おおぎだが開設する茂呂デイサービスセンター（以下「センター」という。）が行う指定第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）（以下「指定第1号通所事業」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで指定第1号通所事業の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの従業者は、利用者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。その為に利用者およびその家族と、地域において「共に生きる」心を全職員が共有し、その有する専門知識・技術をもってサービスを提供し、地域福祉の向上に誠意を尽くすものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 茂呂デイサービスセンター
- 二 所在地 伊勢崎市北千木町1126番地

理事長	施設長	副施設長	デイ統括	統括会計	管理		担当
							

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤:生活相談員、介護職員兼務)
センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
 - 二 従業者
生活相談員 1名以上
利用者、家族等からの相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う。
看護職員 1名以上
利用者の日々の健康管理及び心身状態の把握を行うとともに、衛生管理の業務を行う。
介護職員 5名以上
排泄、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。
機能訓練指導員 1名以上
利用者の「日常生活を営むのに必要な機能」を改善又は維持するための機能訓練を行う。
 - 三 事務職員 1名(併設特別養護老人ホーム事務職員と兼務)
庶務及び経理事務にあたり、文書の管理保全に努める。
- 2 前項に定めるもののほか必要がある場合は、定数を超え、又はその他の職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は35名とする。

(指定第1号通所事業の内容)

第7条 指定第1通所事業の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導(相談援助等)
- 二 機能訓練(日常動作訓練)
- 三 介護サービス
- 四 介護方法の指導(家族介護者教室)
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 給食サービス
- 八 入浴サービス
- 九 時間延長サービス
- 十 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 指定第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定第1号事業が法廷代理受領サービスがあるときは、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとし、その額は別に定める。

一 食事の提供に要する費用は、昼食とおやつ620円、夕食520円、おやつ80円とする。

二 おむつ代は、おむつ（リハビリパンツ含む）については100円、尿取りパッドについては30円とする。

三 時間延長サービスを利用する場合であって、利用者が夕食の提供を希望する場合はその食費を徴収する。

四 その他指定第1号通所事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費

五 所得の低い方の減額制度

- ・ 高額介護サービス費の支給
- ・ 社会福祉法人減免制度

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、伊勢崎市の区域とする。但し利用者及び家族の事情により、市外となる場合、相談に応じる。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定第1号通所事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

二 管理者が定めた場所と時間以外では禁煙すること。

三 けんか、口論等で他人に迷惑をかけないこと。

四 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

五 その他、管理者が定める注意事項を守ること。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、指定第1号通所事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2 管理者は、防火管理者を選任する。

3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、避難及び救出その他必要な訓練を行う。
- 5 対策にあたっては、併設施設と連携をとり、関係行政機関及び地域住民の協力を得、常時緊急事態に対処できるような体制を整えるものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 センターは、指定第1号通所事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

(苦情等への対応)

第14条 管理者は、施設サービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための苦情相談窓口を設置し、苦情を受け付けたときには速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者またはその家族に報告するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 センターは、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 センターは、指定第1号通所事業の提供中に、従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束の原則禁止)

- 第16条 センターは、指定通所介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。
- 2 センターは、やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

- 第17条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 3 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- 4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

- 第18条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。
- 一 介護職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。
 - 二 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていること。

(個人情報の保護)

- 第20条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 センターが得た利用者又はその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
 - 3 センターは、従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第21条 センターは、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 2 センターは指定第1号通所事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管するものとする。
 - 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人おおぎだとセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成21年9月1日から施行する。
この規程は、平成24年9月1日から施行する。
この規程は、平成25年8月1日から施行する。

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 10 月 30 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。
この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から適用する。

指定第1号通所事業（S-5002） 運営規程 別紙1

（第1号通所事業 1割負担の場合）

1. 基本サービス費（単位数）

単位数単価＝10.14 …… 単位数を円に換算するための係数

	区分	算定する単位数
指定第1号通所事業	要支援1	1月につき 1,798単位
	要支援2	1月につき 3,621単位

* 基本チェックリストのみで総合事業対象者になった方は、要支援1と同様

2. 加算等

No	加減算処理等の内容及び名称	区分	加算する単位数
1)	サービス提供体制強化加算（I）	要支援1	88単位／1月
		要支援2	176単位／1月
2)	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	要支援1, 2共	所定単位数の12%

3. 食事代等

（1） 昼食 ￥620

本表に定めなきことは介護報酬告示による。

参考：利用料の計算例

要支援2

「限度額管理対象単位数≧介護保険許容単位数」の場合

サービス内容	単位数	回数	サービス単位数	
	A	B	A×B	
基本サービス費	3,621	1	3,621	
サービス提供体制強化加算（I）	176	1	176	
給付単位数合計（限度額管理対象）		Σ	3,797	=A（四捨五入）
介護職員処遇改善加算（I） A×0.12	456	1	456	（四捨五入）
給付単位数			4,253	=B

- ① 給付単位数 上表 B 4,253 単位
 ② 単位数単価（単位数を円に換算する係数） 10.14 円／単位
 ③ 給付率（保険の負担割合） 90 /100
 ④ 保険分総請求額（円） ①×② 43,125 小数点以下切捨て
 ⑤ 保険請求額（円） ④×0.9 38,812 小数点以下切捨て
 ⑥ 利用者負担額（円） ④－⑤ 4,313

食費込の 利用料（円）	介護料 4,313	+食費 3,100	合計 7,413	昼食5回分
----------------	--------------	--------------	-------------	-------

